

第7章

重点整備地区の設定とバリアフリー化に向けた取り組み

7 - 1 重点整備地区の位置及び区域の設定

重点整備地区は、鉄道駅などの特定旅客施設を中心とする地区で、移動円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として、以下の要件により設定するものです。

要件1：特定旅客施設の要件

- ・当該旅客施設の1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である。
- ・当該旅客施設を利用する高齢者・身体に障害のある方の人数が、当該市町村の高齢化率、障害者率から勘案して、上記と同等以上である。
- ・上記の施設のほか、旅客施設の利用状況から事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる場合。

要件2：配置(施設の分布)要件

- ・特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体に障害のある方等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区。

要件3：課題要件

- ・特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の施設との間の経路(以下、「特定経路」とする。)を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設及び当該特定旅客施設又は一般用交通施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設について、移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区。

要件4：効果要件

- ・当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区。

上記の要件に即し、調査地区内における重点整備地区を次のような考えのもと、設定しました。

現在の新富士駅周辺地区においては、高齢者や身体に障害のある方をはじめとした多くの方々が日常的に利用する官公庁施設や福祉施設等の立地はみられませんが、新富士駅周辺地区は地方拠点都市法における拠点都市地域の指定を受けており、中長期的視野のもと、一体的な都市基盤整備による新たなまちづくりが期待されている地区となっています。

新富士駅南側地区においては、この地方拠点都市法に基づいた都市基盤整備として、既に土地区画整理事業が施行中となっています。

新富士駅北側地区においては、一団として立地している工場等が稼働中であることから、現時点では明確な都市基盤整備事業の位置づけはないものの、新富士駅前グラウンド用地において多目的施設の建設が予定されています。

以上のことを勘案し、新富士駅周辺地区において**重点的にバリアフリー化を図る「重点整備地区」として、右図に示す約 51ha の区域を設定**します。

具体的には、地方拠点都市地域として指定された約 88ha の区域を基本としつつ、新富士駅南側については現在施行中である土地区画整理事業区域全域、また新富士駅北側については概ね工業専用地域までの区域とします。

新富士駅前グラウンド用地は工業専用地域ですが、多目的施設が建設される予定であるため、「重点整備地区」に含めます。

7 - 2 バリアフリー化を図るべき経路や施設の設定

重点整備地区においては、原則として 2010 年(平成 22 年)までのバリアフリー化を目指しますが、その中で特に整備の核となる特定経路を、次のような考えのもと設定しました。

高齢者や身体に障害のある方をはじめとした多くの方々が日常的に利用する官公庁施設や福祉施設等の立地はみられませんが、新富士駅北側地区において多目的施設が建設されることを勘案し、本構想においては新富士駅と多目的施設とを結ぶ経路を特定経路として設定します。

具体的には、**新富士駅～新富士駅北口駅前広場～一般県道富士停車場線((都)田子浦伝法線)～市道 50-1 号線((都)前田宮下線)～多目的施設**のルートとします。

土地区画整理事業が現在施行中である新富士駅南地区においては、施行後官公庁施設や福祉施設等の公共施設の立地計画がないこと、また駅前の一部地域を除いたほぼ全域が、住居系の土地利用計画となっていることなどにより、本構想において特定経路は設定しないものとします。

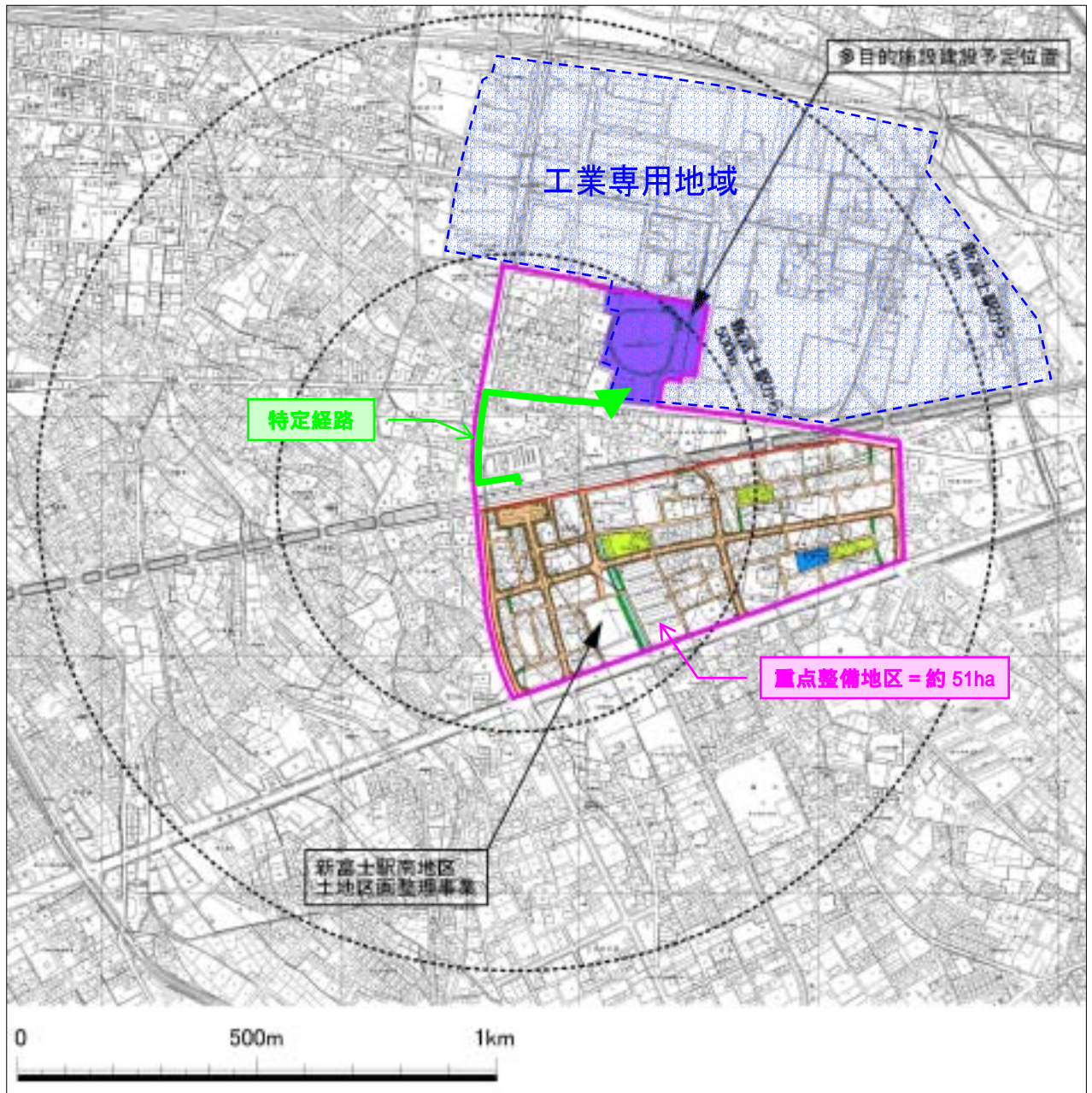


図 . 重点整備地区及び特定経路の設定

7 - 3 実施すべき事業等の内容

1. 2010年までに事業を実施するもの

前ページに示した、2010(平成 22 年)年までに重点整備地区内において優先的にバリアフリー化を図るべき特定経路を以下のように区分し、それぞれの区分における施設整備の考え方と取り組むべき内容を整理します。

施設名称	主体	実施すべき事業(取り組むべき内容)	考え方
新富士駅 北口駅前 広場	富士市	<p>広場中央部バス停留所周辺の改善の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子等でもすれ違うことのできる十分な待機スペース、安全なスロープ等を確保する。 駅前広場歩道部からバス停留所までの動線の安全を確保する。 音声等による案内情報施設の設置を検討する。 <p>身障者用駐車スペースの拡充の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 身障者用駐車スペースの拡充について検討するとともに、身障者の車両がいつでも駐車スペースを利用することができるよう、駐車場利用についての案内看板等を設置する。(マナー向上の啓発) <p>利用者へのわかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> わかりやすい案内板、サイン等施設の充実を図る。 既設されている誘導ブロックの望ましい色調について検討する。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広場中央のバス停については、十分な待機スペースがないことや、車椅子等がすれ違うだけの空間が十分に確保されていないため、構造上の改善について検討する必要がある。 身障者駐車バースが 1 台分しかないため新規設置について検討する必要がある。また、身障者がいつでも利用できるような措置が必要(案内、注意喚起等)。 誘導ブロック等によるバス停までの動線確保、バス停における音声案内施設の設置等について検討する必要がある。 案内誘導サインや各種情報施設などについては、形状及び色彩等について整備仕様の統一化の検討が必要と思われる。
		<p>歩道のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子等がすれ違うことのできる十分な歩道幅員の確保を図る。 歩道路面の凹凸や縦横断勾配等を改善するとともに、透水性のある舗装材を採用する。 交差点部においては、安全かつ十分な溜まり空間を確保する。また、横断歩道については、車道へのすりつけ勾配を緩やかにし、歩道～横断歩道にかけての段差を解消する。 歩行等の障害となっている道路占用物等については、障害とならない箇所への移設もしくは集約を図る。 道路側溝の金属蓋等については、目の細かいものへの交換をおこなう。 <p>利用者へのわかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な箇所に誘導ブロック・案内板等の設置をおこなう。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子等がすれ違うだけの十分な歩道空間が確保されていない。 透水性舗装の施工を検討する必要がある。 市道との交差点部においては、移動円滑化段差が生じないような施工が必要。グレーチング等の側溝蓋がある場合には、目の細かいものに変更する必要がある。 市道 50-1 号線との信号交差点部においては、十分な溜まり空間を確保するとともに、歩行の障害となっている道路付属物・道路占用物等の移設・集約を検討する必要がある。 必要に応じて視覚障害者用誘導ブロックの設置、またわかりやすい案内標識や照明施設の設置を検討する必要がある。 信号交差点部においては、音響信号機の設置や信号機の高度化について検討する必要がある。
一般県道 富士停車場線	静岡県	<p>信号機のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な箇所について、音響信号機等の設置を検討する。 <p>等</p>	
	静岡県 公安 委員会		

施設名称	主体	取り組むべき内容	考え方
市道 50-1 号線	富士市	<p>歩道のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等がすれ違うことのできる十分な歩道幅員の確保を図る。 ・歩道路面の凹凸や縦横断勾配等を改善するとともに、透水性のある舗装材を採用する。 ・交差点部においては、安全かつ十分な溜まり空間を確保する。また、横断歩道については、車道へのすりつけ勾配を緩やかにし、歩道～横断歩道にかけての段差を解消する。 ・歩行等の障害となっている道路占用物等については、障害とならない箇所への移設もしくは集約を図る。 ・道路側溝の金属蓋等については、目の細かいものへの交換をおこなう。 <p>利用者へのわかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な箇所に誘導ブロック・案内板等の設置をおこなう。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等がすれ違うだけの十分な歩道空間が確保されていない。 ・透水性舗装の施工を検討する必要がある。 ・市道との交差点部においては、移動円滑化段差が生じないような施工が必要。グレーチング等の側溝蓋がある場合には、目の細かいものに変更する必要がある。 ・市道 50-1 号線との信号交差点部においては、十分な溜まり空間を確保するとともに、歩行の障害となっている道路付属物・道路占用物等の移設・集約を検討する必要がある。 ・必要に応じて視覚障害者用誘導ブロックの設置、またわかりやすい案内標識や照明施設の設置を検討する必要がある。 ・信号交差点部においては、音響信号機の設置や信号機の高度化について検討する必要がある。
	静岡県 公安 委員会	<p>信号機のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な箇所について、音響信号機等の設置を検討する。 <p>等</p>	
市道 50-1 号線から多目的施設に至る歩行者空間	富士市	<p>ハートビル法等との連携による、バリアフリー空間の連続性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハートビル法との連携を図り、道路等の公共施設から建築物までの連続的なバリアフリー空間の形成を図る。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的施設に適用されるハートビル法との連携を図り、市道 50-1 号線との連続的な移動経路の確保が行われるように調整を図る必要がある。

特定旅客施設である新富士駅については、エレベーターによる垂直方向の段差の解消や視覚障害者用誘導ブロックによる動線確保等により、駅舎全般にわたり既にバリアフリー化が図られているため、2010 年までに実施する事業はありません。

2. 2010年以降も公共施設等の整備に併せてバリアフリー化を図るもの

2010年(平成22年)以降についても、重点整備地区で公共施設等の整備が確実なものに対しては、施設整備に併せてバリアフリー化を図っていきます。

施設名称	主体	取り組むべき内容	考え方
新富士駅南側地区 土地区画整理事業 事業区域 (全域)	富士市 及び その他	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業にあわせた、道路等公共施設のバリアフリー化 土地区画整理事業により新たに道路等公共施設を整備する際には、ユニバーサルデザインの考え方を導入することによって、地区全般についてのバリアフリー化を実現する。 自転車駐車場の設置 自転車による新富士駅利用の利便を高めるとともに、駅周辺における放置自転車の軽減を図るため自転車駐車場を設置する。 等	<ul style="list-style-type: none"> 新富士駅南側地区においては、重点整備地区に該当する全域が「新富士駅南側地区土地区画整理事業」の施行区域となっており、既に事業実施中であるため、道路等公共施設整備の際にはユニバーサルデザインの考え方を導入し、地区全般についてバリアフリー化を図る必要がある。 また、駅周辺における放置自転車への対策も必要である。
新富士駅北側地区	富士市 及び その他 (未定)	<ul style="list-style-type: none"> 将来のまちづくりにあわせた、道路等公共施設のバリアフリー化 将来的にまちづくりの手法が具体化し、新たに道路等公共施設を整備する際には、ユニバーサルデザインの考え方を導入することによって、地区全般についてのバリアフリー化を実現する。 等	<ul style="list-style-type: none"> 新富士駅北側地区においては、現時点で具体的なまちづくりの手法や実施時期等は決定していないが、それらが具体化し、道路等公共施設を整備する際には、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、地区全般についてバリアフリー化を図る必要がある。